



CONTENTS

I Sabbatical

ロンドン大学での学外研究を終えて	石原 浩澄	2
在外研究を終えて	樋爪 誠	4

II Presentation

「2006年国際訴訟法学会 (IAPL)・京都大会について」	出口 雅久	7
--------------------------------	-------	---

III My Book

『克服・拮抗・模索——文革後中国の文学理論領域』		
刊行の前も後も……	宇野木 洋	11

IV Workshop Report

法政研究会報告	酒井 一	13
---------	------	----

V Ceremony

第1回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について	吉村 良一	14
第4回天野和夫賞授与式について	吉村 良一	14

VI Media Coverage

15

外留報告

Sabbatical

ロンドン大学での学外研究を終えて

石原 浩澄 *ISHIHARA Hirozumi*

今年4月より約半年間の学外研究の機会を与えていただき、ロンドン大学School of Advanced Study, Institute of English Studiesに滞在いたしました。Institute of English Studiesはロンドン大学を構成するいくつかのコリッジ (College) からは独立した研究機関で、そのオフィスは、Russell SquareのSenate Houseという大学本部ビルの中にあります。滞在中の資料収集や研究の場所としては主にこのSenate House内の図書館を利用しました。(大英博物館の真裏に位置しています。) すぐ近くのUniversity Collegeの図書館も使うことができました。ここは夏目漱石が留学していたことでも知られているコリッジです。

到着後まもなくInstituteの責任者でもあるGould教授と研究計画について話をするなかで、当初予定を若干修正するかたちでロレンス研究の批評史ということに絞ってリサーチを進めることにしました。Gould教授は特にロレンスを専門に研究されている方ではないのですが、教授からは機会があるごとに有用な助言をいただきました。

ロレンスの批評史というとまずF. R. Leavisという批評家の名前が挙がります。1930年の死後、無視され、あるいは批判されることの多かったロレンスは、1950年代前半におけるLeavisの一連の批評活動により作家としての名声を確立した——大雑把に言うところのような批評史の見方が支配的だったように思われます。Leavis以降のさまざまな批評理論によるロレンス読解の軌跡がたどられることはしばしばあっても、Leavisに至る初期の批評史に関して本格的な検証が試みられることはあまりありませんでした。この半年間わたしが研究対象としたのはこうした初期の批評史で

あり、日本では入手困難な、もしくは入手に時間のかかりそうな文献・資料を見ることができました。批評界での動向だけでなく、英文学という制度に取り入れられていくプロセスも考察の対象だと考えていますので、ロンドン大学を中心に、40年代から60年代にかけての大学英文科のカリキュラムや試験問題も調査しました。しかしながら、調査・検討すべき資料は膨大なものでこれからの課題も多く、研究は緒に就いたばかりというのが現状です。ただ、半年間の研究については、「序論」的な性格のものですが文章にまとめ、(日本の)学会誌に掲載してもらえることになっています。

研究に関しましては上記のような活動を中心に行いましたが、Instituteでは頻繁に公開のレクチャーやセミナーが開かれていて、わたしもいくつかに参加いたしました。Instituteの特徴でもあるのですが、日本ではあまり耳にすることがなかった“book history”など



ロンドン大学 Senate House

に関するレクチャーが印象的でした。

大学の外で印象深かったのは貴重なインタビューをする機会を得たことでした。前述のGould教授と話をしているときに、批評史を考えるのであればそこに近い時代を経験した人にぜひ会ってみるとよいという助言を頂いたのがきっかけです。以前Nottinghamでお世話になったJohn Worthen教授と会うことができました。ロレンスの伝記作家でもあるWorthen先生は執筆に専念するために数年前に大学を辞されていました。何とか連絡先を探し出し勝手なお願いをすると、お母様を亡くされた直後で大変な時期にもかかわらず快諾してくださり、わたしがNottinghamまで赴くと、駅まで車で迎えに来ていただきました。先生のご自宅で話をうかがいましたが、Worthen先生自身CambridgeのDowning Collegeで先述のLeavisの教えを受けられたということも初めて知り、当時の様子を面白く話していただきました。わたしの研究には先生よりももうひと世代上の人の話を聞くとよい、ということで先生にColin Clarke博士とKeith Sagar博士を紹介していただきました。お二人ともすでに研究の第一線からは身を引かれています。著名なロレンス学者です。ただすでに滞在日数が5日しか残っておらず、

今回は連絡を取ることができませんでした。近い将来ぜひお会いできればと思っています。

半年の宿にしたのはPaddingtonにありますLillian Penon Hallというロンドン大学の寮です。Hyde ParkやKensington Gardensといった公園にも近く便利なところにあります。Russell Squareの大学まで片道45分を歩くこともしばしばありました。ロンドンに長期滞在したのは初めてですが、「コスモポリタン」なロンドンを身をもって経験しました。教室で習ったようないわゆる“British English”をまちで耳にすることはまずありません。様々な英語が聞こえてきます。EUの関係で近年では東欧、特にポーランドからイギリスに入っている人が多いとの事でした。寮では多くの友人もできました。半年という限られた時間で、これほどさまざまな国や地域からの院生・研究者と話をするのも個人的には初めてで、すばらしい経験となりました。

最後になりましたが、半年間ロンドンで貴重な時間を過ごすことができました。こうした学外研究の機会を与えて頂きましたことに対してあらためて感謝の意を表したいと思います。

(いしはら・ひろずみ 英文学)



John Worthen教授と筆者

外留報告

Sabbatical

在外研究を終えて

樋爪 誠 *HIZUME Makoto*

2005年9月より1年間、スイス連邦・ボー州・ローザンヌ市にある国立「スイス比較法研究所」(以下、研究所とのみいう)において在外研究の機会を得ることができた。いわゆる「全入の時代」を向かえ高等教育全体に一大変革の時期にあり、法学系では法科大学院を中心とした新しい法曹教育システムが本格化するさなか、担当者が一人しかいない分野にもかかわらず、遠く日本を離れ、研究に専念する期間に恵まれたことは、ひとえに法学部の諸先生方の様々なご支援の賜物と深く感謝している。まずもって、お礼申し上げます。

私の所属した研究所は、ボー州立ローザンヌ大学の敷地内に設置されている。ご存知のとおり、スイスは多元語圏並存国家であり、ボー州はフランス語圏に属する。ローザンヌ大学はそのフランス語圏の集中するレマン湖畔に、自然の地形をそのまま利用した広大なキャンパスを構えている。研究室からはレマン湖とアルプスが一望でき、キャンパス内には羊や馬が放牧されており、国立公園の中で研究しているかのような錯覚を覚える。設立当初は、研究所をドイツ語圏に置くのか、フランス語圏に置くのか少なくない議論があったようであるが、私のように異文化圏から



来た人間にとっては、日々「スイス」を実感でき、いいところに作ってくれたというのが正直な感想である（州立大学と国立研究所の壁は厚く、事務的な面では苦勞もしたが、それもアルプスの景観の中に忘れることにした）。

私自身は、大学院で研究生生活を始めて以来、国際私法の中でもとりわけ国際契約の準拠法に関する問題を、英国、米国、カナダといったいわゆる英米法系諸国を主たる研究対象として取り組んできた。なかでも、英国国際私法に魅せられ、その後、多くの英国法研究者と同じように、英国法とEU法はいかに接合するのかという点の比較法的考察に研究の重心が移動し始めていた。その私が、英米法系国でもなく、EUにも所属していないスイスを在外研究の対象とした理由は、主に二つある。一つは、欧州国際私法におけるスイス国際私法典（1987年「国際私法に関するスイス連邦法」、以下、1987年法という）の存在の大きさである。1980年代以降、欧州各国は次々と国際私法典の作成、大改正を進めているが、1987年法が斟酌されないことはない。その存在感は、英国を介してEUを眺めるといった限定的な視点を持っている私にさえ、十二分に認識できた。1987年法は全文200か条からなり、ほぼすべての民商事法問題および仲裁に関して、国際裁判管轄、準拠法選定および外国判決の承認執行のルールを有する「完全なる」法典である。条文数もさることながら、草案から立法にいたるまでの間に、改正に関する論文だけで220余を数えたという、まさにスイス国際私法学の英知を結集したといえる法典であり、諸外国の学問的関心が尽きない理由もそこにある。現在、その影響力は欧州にとどまらず、中国のモデル法、韓国の新・国際私法典と並んで、今般の日本における法例の全面改正においても、比較法の対象として重用されたという事実として現れている。とりわけ、契約準拠法の明示的選択がない場合のルールは、EU法でさえスイス法（1987年法のもととなった学説）を継受しており、契約準拠法を研究するものにとっ

て、スイス国際私法を看過することはまったく許されない状況にあるといえた。

さらに、第二の理由として、スイスは国際商事仲裁の盛んな国としても有名なことがあった。私は国際契約の中でも知的財産のライセンス契約に最も関心を寄せているが、知的財産権はその性質上（紛争解決における迅速性、秘密保持性の要請等）、訴訟よりも仲裁になじみやすいこともあり、WTOやWIPOのお膝元であるスイスは、その観点からも魅力的であった。研究開始当初から、スイス人研究者の論文に触れることも多かったところ、幸いにして、国際知的財産法・仲裁法の権威であるフランシス・デスモンテ教授（ローザンヌ大学・フリブール大学兼任教授）を知る機会を得、同教授のご高配により研究所に席を得ることができた。正直、研究先を確定するまでは試行錯誤を繰り返したが、同教授との出会いによって、上記のような私の複雑な研究願望が線としてつながり、結果的に最善の場所にたどり着くことができ、同教授には大変感謝している。

研究生生活は9月半ばから開始した。立命館の図書館ほどの建物規模であるが、私のような期間研究員が約10名、専属研究員が約10名、図書館司書を含めてスタッフが約25名、総勢約45名の構成であった（クリスマスパーティーのときの参加者から推察した数字で正確ではないかもしれない）。期間研究員のうち、日本人は私だけで、アジア系では韓国の裁判所から毎年1名、中国から複数来ていた。私のように年単位で在籍する人は非欧州系が多く、ドイツ、イタリア、東欧諸国等から来る欧州系の人は3ヶ月ほどの短期滞在が多かった（もちろん、在留資格が関係する）。まさに世界の研究者の交差点のような様相であったが、私自身の外国語能力の問題もあり、すべての出会いを十二分に生かせなかったのはいまだに残念な部分である。留学は準備が大事だと、改めて痛感した。

研究所では、定期的に大きな研究会（学会）が開催された。私が在籍中も三つほど貴重な機会に遭遇した。第一は、2005年11月18日に

開催されたスイス国際法および国際法委員会スイス部会の大会であった。そこでは、急増するEUの規則に対してスイス法（スイスが加盟しているハーグ国際私法条約を含む）がいかに対応するのかという点が、国際裁判管轄、法定債権の準拠法等を中心に検討された。第二は、2006年3月24日に開催された第18回国際私法年次総会であった。ここでは、2005年にハーグ国際私法会議で採択された「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約」の批准の可否と具体的な国内法への取り込み形態が集中的に議論された。同条約は米国産業界の肝いりでハーグ国際私法会議が異例の速さで作成した物権関係においても一定当事者自治を認めるという斬新な条約であるが、対応するEU規則が存在しており、批准国要件を満たす上でも実効性の観点からも、ハーグ国際私法会議の期待がスイスに向けられているものであった。なお、日本もまた批准が期待されている国で、すでに法制審議会において批准の是非が議論されている。特に具体的な国内法化の議論を聞いたことは、大変有益であった。第三に、2006年6月8,9日の両日開催された「『2004年ユニドロワ国際商事契約法原則』に関するコロキウム」であった。同原則は、すでにその1994年版のころから統一的な契約法の重要なモデルとして世界的な注目を集めてきていたが、その妥当性を再検証しようという企画であった。日本と同じく、このような統一法を推進・奨励する立場と批判的な立場（とりわけ国際私法学からはその法源性および規範的体系性に対して批判が向けられる）

の間に激しい議論の対立も見られたが、それを通じて同原則の意義の理解もさらに深めることができた。

これらの研究会に参加したことにより得たもう一つの成果は、ローザンヌ大学の国際私法担当ボノーミ教授と交流できたことである。同教授のご配慮により、国際私法の講義にも定期的に参加させていただいた。研究会のコーディネーターとして、また、講義担当者として、統一法やEU法等さまざまな法現象に対峙しながら、いかなる場面においても明晰な抵触法理論を堅持し、議論を安定・展開していかれる姿からは、いまさらながら、国際私法の神髄を改めて教えていただいたような気がする。

6月のコロキウム以降、7月はハーグ国際私法アカデミーに3週間、9月はユニドロワ併設図書館に2週間、それぞれ長期出張という形態で赴くことができた。いずれも、積年の課題であり夢でもあった。EU法や統一法に関して、それぞれの機関で展開されている議論は、自ずとスイス法の動静とは趣をことにしていたが、かえってスイス法の位置づけを再確認することができ、有益であった。

留学から得たものはこれにつきるものではないが、初めての在外研究から得たものは、予想を遙かに上回るものであった。今後はその成果をいかにして公にしていくかが最大の課題となる。留学の余韻が思い出に変わらないうちに、欧州で受けた様々な学恩に報いていきたいと思う。

(ひづめ・まこと 国際私法)

「2006年国際訴訟法学会（IAPL） ・京都大会について」

出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

2006年9月20日より9月22日まで本学・創思館カンファレンスルームにおいて、「グローバル社会における民事訴訟法の継受と伝播—訴訟法における諸外国に対する立法及び法整備支援の視点から」と題する、国際訴訟法学会（International Association of Procedural Law）が開催された。この伝統のある国際訴訟法学会を京都・立命館大学にお迎えし、数多くの国内外の関係者の方々と学術交流を展開する中で親睦を深めることができたことは、この上ない喜びであった。本国際訴訟法学会には、ゲント大学のマルセル・シュトルメ理事長ご夫妻をはじめ、ニューヨーク大学のオスカー・チェイス副理事長ご夫妻、専修大学の谷口安平副理事長ご夫妻、レーゲンスブルク大学のペーター・ゴットヴァルト事務局長、ボローニャ大学のフェデリコ・カルピ事務局長、バーミンガム大学のキース・アフ事務総長ご夫妻などの理事会メンバーが参加され、総勢131名の方々が参加登録をされた。学会開催中は、法科大学院開設後の最初の新司法試験合格者発表とも重なり、大変ご多忙中にもかかわらず、多数の内外の実務家・研究者にご参加いただいたことを心より感謝申し上げます。

今回の京都大会の特色は、新しいEU加盟国からの本学会への参加者が多かったことである。旧知のワルシャワ大学のタデウス・エレチンスキー最高裁判事ご夫妻およびキャロル・バイツ博士、リトアニア・ピルニユス大学のビタウタス・ネクロシュウス法学部長、ブタペスト大学のイストバン・バルガ博士、スロベニア・リュブラン大学のアレッシュ・ガーリック教授には心から感謝申し上げたい。さらに、中国法学会からは訪問団が結成されて、中国人民大学の陳桂明教授、ハルピン工科大学の趙海峰法学部長、清華大学の王亜新教授をはじめ8名の研究者・実務家が参加された。ちなみに、吉田美喜夫法学部長をはじめとする法学部執行部も、この大会開催中に中国法学会訪問団と日中学術交流について懇談する機会を持つことができたことは、副次的な効果として指摘しておきたい。

今回の国際訴訟法学会の特筆すべき点としては、日本民事訴訟法学会・松本博之理事長、中国民事訴訟法学会・陳桂明理事長、韓国民事訴訟法学会・胡文赫理事長、ドイツ民事訴訟法学会・ハンス・プリュッティング理事長、ドイツ国際手続法学会・ペーター・ゴットヴァルト理事長など日・中・韓・独の理事



コーヒー・ブレイクにて、手前はタデウス・エレチンスキー・ポーランド最高裁判事およびキャロル・バイツ博士



懇親会にて、右からガーリック教授、ルポイ教授、オズユナイ弁護士、ウー教授、バルガ博士と筆者



懇親会で活躍したジャズバンドの諸君とハンス・プリュッティング教授

長が一堂に会して、民事訴訟法の継受と伝播について虚心坦懐に膝を突き合わせて討論できたことである。本国際会議においては、日本民事訴訟法学会にとっても、新しい民事訴訟法学の国際的な研究交流の可能性として注目すべき報告や発言等が随所に見受けられた。

さて、9月20日午後13時15分から開始した開会式では、まずは国内外から参加された皆様方への歓迎の意を込めて、立命館大学交響楽団による演奏が行われた。演奏の後、立命館大学・薬師寺公夫副総長より歓迎のご挨拶があり、続いて、本学客員教授である園部逸夫・元最高裁判事よりご祝辞を頂き、最後に、法務省・法務総合研究所・松永栄治所長より法整備支援との関係でご挨拶をいただいた。

開会式の後は、プリセッションとして「グローバル社会における新しい法学教育の方法に関する国際フォーラム」が開催された。当日の司会は、立命館大学法科大学院・山口孝司教授（弁護士）により、抜群の英語力とユーモアに溢れる巧みな采配がなされた。まず本国際訴訟法学会の大会事務局を担当していた筆者が、「グローバル社会における地球市民法曹のための法曹教育」というテーマで、拙い英語で最初の報告を行ったのを皮切りに、ドイツ、中国、インド、オーストラリア、イタリアの報告者が続いた。私の報告では、日本の司法改革の現状を紹介し、法科大学院における将来の法曹像を提示し、法曹の国際化、法整備支援の現状、地球市民法曹として人権保護、環境保護、消費者保護を掲げた法曹養成について報告した。続いて、ドレスデン工科大学のボルフガング・リュケ教授は、「民事訴訟の領域における法と法学教育の欧

州化」と題する報告を行った。リュケ教授は、ボローニャ・プログラムに対するドイツの大学のカリキュラム改革について詳細な分析を行ない、欧州民事手続法の講義の必要性に言及した。次に、中国のツァオ・ハイフェン教授は、「中国における新しい法教育の方法の模索」について報告し、WTO加盟後の中国のグローバル化への対応について言及した。さらに、わが国においては極めて情報が不足しているインドのラヤスタン大学からは、K.B. アグラバール教授が「法学教育：民事訴訟法・継受と伝播」というタイトルでご報告を頂いた。同教授は、インドを代表する比較法の研究者であり、五年制の法科大学院に関するインドの経験は、わが国においても傾聴に値するものであった。また、シドニー大学のルーク・ノッテジ博士は、国際仲裁という観点から新しい法学教育の可能性について言及した。さらに、世界最古の法学部であるボローニャ大学のミケーレ・ルポイ教授は、伝統的な法曹養成とボローニャ・プログラム以降の新しいイタリアの法曹養成について報告された。最後に、北京師範大学法学部の劉栄軍教授（一橋大学で博士号取得）は、流暢な日本語で現在の中国が抱えている諸問題についてコメントを行った。各報告の後にディスカッションが展開され、最後に法学会会長である吉田美喜夫法学部長より閉会の挨拶が行われ、プリセッションは無事終了した。その後は、末川会館地下のカルムでウェルカムレセプションが開催され、親睦を深める機会を得た。

翌日、9月21日は、国際訴訟法学会のメインセッションが開催され、大会事務局を代表して筆者から開会の挨拶をした後に、松本博



プリセッションで国別報告をする筆者



吉田美喜夫法学部長とボルフガング・リュケ教授



国別報告を行う松本博之・日本民事訴訟法学会理事長



質問をするディーター・ライポ
ルド教授



パリ第一大学法学部ロイック・
カディエ教授の国別報告



閉会の辞を述べるマルセル・シ
ュトルメ理事長

之・日本民事訴訟法学会理事長、マルセル・シュトルメ・国際訴訟法学会理事長がそれぞれ挨拶を行われた。その後、午前中のセッションが開始された。まずは大阪市立大学・松本博之教授による「日本における民事訴訟法の継受と伝播－日本の経験から」に関する報告を皮切りに、清華大学・王亜新教授による「中国民事訴訟法の多様なルーツとグローバル時代の外国法影響」に関する報告、ソウル国立大学・ムン・ヒュック・ホー教授による「民事訴訟法の継受と伝播－韓国の経験と重要課題」に関する報告が行われた。午前のセッションは、フライブルク大学・ディーター・ライポルド教授の老練な司会裁きの下に行われた。今年、松本博之教授、ムン・ヒュック・ホー教授、ボルフガング・リュケ教授、そして私の指導教授であったフライブルク大学・故ペーター・アレンス教授（本学名誉博士）の没後15年目に当たる。フライブルク大学の同僚であり、良きパートナーであったライポルド教授を司会として本学に招聘し、本国際訴訟法学会が開催できたことは、感慨深いものを感じている。とりわけ、現在の日韓両国の民事訴訟法学会理事長が、いずれもペーター・アレンス門下であることは単なる偶然ではないと考えている。

さて、午後のセッションでは、マーストリヒト大学・レー・ブアン・レムコ教授による「国際的状況下におけるオランダ民事訴訟法」に関する報告、ラブランド大学・サカリ・ラウカネン教授による「フィンランド民事訴訟法の発展に及ぼした外国法の影響」に関する報告、サンパウロ大学・カズオ・ワタナベ教授／アダ・ペレグリーニ・グリノーバ教授による「ブラジル報告：グローバル社会におけ

る法の継受と伝播」に関する共同報告、そして、ラヤスタン大学・K.B.アグラバル教授による「インド報告：民事訴訟法・継受と伝播」に関する報告が行われた。司会は、親友であるレーゲンスブルク大学・ペーター・ゴットヴァルト教授であった。実は、オランダの報告者は手持ち時間を遥かに超えて報告を継続したために、大会事務局の私の方から報告打ち切りのコマンドを出す結果となったのは、とんだハプニングであったが、流石はゴットヴァルト先生、何事もなかった如く、全体を纏め上げて無事終了した。

国際訴訟法学会メインセッション2日目の9月22日は、ニューヨーク大学・オスカー・チェイス教授が司会を担当し、まず旧友のケルン大学・ハンス・プリュッティング教授による「ドイツ民事訴訟法の国際的源流」に関する報告、パリ第一大学・ロイック・カディエ教授による「フランス民事訴訟法の国際的源流」に関する報告、さらには、ブタベスト大学のイストバン・バルガ博士による「ハンガリー民事訴訟法に対する外国の影響」に関する報告が行われた。ドイツとフランスの研究者が英語で報告し、なおかつ、お互いの民事訴訟法が相互に影響しあっていることを国際学会の席上で認めたことは、我々にとって大変な驚きであったとともに、本国際訴訟法学会の学術的な真摯さを示しているとの感銘を受けた次第である。

午後のセッションでは、ケンブリッジ大学・ニール・アンドリュウス教授による「イギリス民事司法とそれを取り巻く世界」に関する報告、モスクワ国立大学・デイミトリー・マレシシ教授による「ロシアの民事訴訟法体系」、さらに、ハーバード大学・ピータ

ー・マレイ教授による「米国における手続法の受容と伝播：双方向たりうるか？」に関する報告が行われた。司会は、専修大学・谷口安平教授（国際訴訟法学会副理事長）が執り行い、英米法の経済力を背景とした強い影響力について議論が展開されたが、イギリスも実はドイツ法への接近を試みているという指摘は、国際訴訟法学会にとって重要な成果であったと考えている。

大会の最後のシュトルメ理事長のご挨拶の前に、本学邦楽部による尺八とお琴の演奏が行われた。日本の伝統的な楽器による清々しい邦楽の演奏で、大会参加者の三日間の疲れを癒してくれた。大会終了後は、シュトルメ理事長の類稀なる才能を発揮した大会纏めが宣言され、大会事務局に対する労いの言葉で本国際訴訟法学会は無事閉幕した。

京都ホテルで開催された晩餐会には、各報告者コメンテーター、司会者をはじめ数多くの方が出席された。本学法学部出身でウィーンに在住する吉村美穂さんの音楽グループによる童謡をアレンジしたコンサートも中々素晴らしかった。また、薬師寺副学長、カセムAPU学長も駆けつけて、国際訴訟法学会の理事会のメンバーと今後の学術交流について懇談を深めることができたことは、本学において国際訴訟法学会を誘致し、企画し、実施した責任者として、何か肩の荷が降りたような気持ちがあった。日頃、学会でも辛口で定評のある、大阪市立大学の松本博之・日本民事訴訟法学会理事長が「出口君、立命館大学にとっても大成功やな」と囁いてくれたことは今でも耳の奥に残っている。

最終日の9月23日は大会関係者とのエクスカージョンを企画した。京都ホテルを出発し、まずは比叡山を参拝した。琵琶湖を眺望しな

がら精進料理に舌鼓を打ち、その後、バスで琵琶湖大橋を渡り、琵琶湖博物館を見学した。夕方には、伏見の月桂冠・大倉記念館で酒造りを視察し、試飲を行った。当日は、爽やかな好天に恵まれたが、とりわけ、夕日に映えた清水寺は、私の記憶する限り、過去15年間で最も輝かしく、美しかった。

今回の国際訴訟法学会の誘致は、三年以上も前から計画を練り、パリ、ウィーン、ゲントで現地の国際訴訟法学会理事会メンバーとかなり綿密な打ち合わせを行った。問題は財政的な工面であったが、何とか谷口安平先生のご寄付で凌ぐことができた。ここに記して感謝申し上げたい。しかし、何よりも事務局を信用して報告書を事前に提出していただいた報告者の先生方、翻訳の労を厭わず献身的に協力してくれた内外の若手研究者や留学生の諸君、大会前日から大会事務局として応援していただいた田村陽子助教授をはじめ、ゼミ生の学生諸君、研究資金でお世話になった人文社会リサーチオフィス、クレオテックの平田部長ほかの皆様、田中プリントの岩田さん、生協の皆さん、京都ホテルの島津社長、JTBの皆様、日本民事訴訟法学会をはじめ、各スポンサーの皆様にご心から御礼申し上げます。今回の国際訴訟法学会を企画・立案・執行することで、人間は如何に一人では何も出来ないかを思い知らされた。多くの方々のご支援を受けて、本国際訴訟法学会を何とか無事に開催できたことは、本学にとってもとても有意義な国際学会であったと胸を張って言いたい。最後に忘れるところだったが、夏休み中、国際訴訟法学会の準備でいつもの如く迷惑をかけた私の家族に対して「有難う」と言いたい。

（でぐち・まさひさ 民事訴訟法）



エクスカージョンに向かうバスの中で



エクスカージョンで清水寺見学

『克服・拮抗・模索——文革後中国の文学理論領域』刊行の前も後も……

宇野木 洋 UNOKI Yo

拙著は、中国における「プロレタリア文化大革命」の終結（即ち、ポスト文革の開始）から21世紀初頭に到るおおよそ四半世紀において、文学理論領域（少し視野を広げた言い方をすれば人文的言説空間）が、如何なる課題に直面し、その課題と切り結びつつ如何なる思考の展開を図ってきたのか、という問題群を、毛沢東「文芸講話」に象徴される、文革以前において強大な影響力を備えた理論体系に対する批判の動向と、ポスト文革期の各時期におけるエポックメイキング的な理論的営為とを紹介し考察を加えることを基軸に、重層的に記述したものと見えよう。この種の研究に関わる単著は、日本では初めてだったと思われ、その点だけでも刊行した意義はあったと考える。

——などといった調子で書き始めてはみたものの、読者の大半が中国現代文学とは無縁な『Law Newsletter』誌には、あまりふさわしくない内容であることに、今更ながらに気づかされた。この場では、単著を刊行することのシンドさを実感した／している、という率直な思いを、半ば「居直り」気味に綴っておくことで、「自著紹介」に代えさせていただくことにしたい。

では、まず「した」について。過去に共編著は幾冊か出版したこともあり、段取りはわかっているつもりだった。今までに公表してきた30編余の論考の中から、テーマに共通性があって、そこそこのデキのものを10本程度抜き出して、一定のストーリーの下に繋いでいけば何とかなるだろうと考えていたのだが、甘かった。机上のストーリーはなかなかのものが描けたのだが、それに即して並べ直したものを、統一性を保った叙述に書き換え



『克服・拮抗・模索
——文革後中国の文学理論領域』

宇野木洋著 世界思想社
2006年3月発行 ￥4,515（税込）

ていく作業には、膨大なエネルギーを費やさねばならないことが、すぐさま判明した。元になった論考の執筆時期の関係もあるのだが、例えば、多義性を備えた日本語の「近代」（モダンないしモダニティ。中国語では「現代」）というタームを用いるかどうか、という問題一つを取り上げても悩ましい。中国文学理論領域における「モダニズム」「ポストモダン」理論群の受容動向をも一つのテーマとしているわけで、単なるタームの統一には留まらない、同時代中国の思想状況に対する認識全般に関わる問題群さえもが、随所で浮上せざるを得ないのだ。必死の思いで、ある程度の整合性は図ったものの、結局は、「序言」で「逃げ」にも近い「言い訳」を書き記すしかなかった。それが、後々、「崇る」ことになるのにも気づかずに……。

次に、「している」について。拙著刊行後、東京と関西の中国現代文学関係の有力な研究

会が、相次いで書評の場を設定してくれた。おそらく異例のことで、本当に感謝するしかないのだが、自分しか弁護人のいない「被告席」に立たされたとの思いを抱くしかなかったのも事実である。特に、関西の研究会のコメンテーターは、何故か、私の研究上の「兄貴分」とも言うべき、シャープだがポレミックな物言いを好むことで有名な東大教授のS氏で（いったい誰が依頼したのだろうか?）、わざわざ泊りがけで関西にまで乗り込んでくれた。書評内容は、私の研究内容を熟知しているだけに、予想通り、私が「逃げ」を打った点を見事に抉り出し、拙著の弱点を完膚なきまでに指摘したものだ。「見所のない奴には決して批判を加えない。これが俺の信条だ」と言ってはくれたものの、さすがにメゲたとしか言いようがない。しかも、その後、S氏は、ある現代中国関係研究誌上に長大な書評（S氏なりの中国「近代」論を展開した論文に近い）を書き、拙著批判をしっかりと活字にして残してくれたのだ。「ありがたい」の一語なのだが、やはりシンド、である。

ちなみに、その最大の論点は、拙著第3編で、「反近代の近代」としての「中国型マルクス主義」を「もう一つの近代プログラム」の可能性に位置づける汪暉「当代中国の思想状況と現代性問題」を、〈ポストモダン〉的可能性の一つとして肯定的に評価しておきながら、第1編では、結果としては文革を導いたにせよ、「中国型マルクス主義」を「近代」以前＝〈プレモダン〉現象としてのみ論じており、整合性を欠くのではないか、という点にあった。フラクンフルト学派のいわゆる「啓蒙の弁証法」に象徴される「近代」の孕む問題性については、それなりに意識してはいたものの、中国的コンテクストに即した記述を試みていたこともあり、結局は「近代主義」的な視点（1980年代中国知識人の「啓蒙主義」的視点）を克服しきれなかった側面は、確かに存在していたと言えるだろう。この点のみは「降参」するしかない。

現在、如何に「反論」するか（「言い訳

するか?）、思いを巡らせてはいるのだが、なかなかツライというのが正直なところだ。最近、北大院生のN氏が、ある中国現代文学関係研究会の「会報」で拙著に触れて、「同書は『当代文学』〔当代とは中華人民共和国建国以来の時期を指す〕を研究する者が一度は読まなければならない本であることは間違いないだろう。『文芸講話』以降の文学理論を知るためには必要不可欠な本である」と記してくれたことを、唯一の励みとしつつ、ない知恵を絞るしかないようだ。まだまだシンドイ日々が続く……。

最後に、拙著の構成のみを記させていただく。

序言

第1編＝〈プレモダン〉現象の根深さとその克服

第1章＝〈プレモダン〉的枠組からの脱出

——「文芸講話」批判の軌跡

第2章＝「リアリズムの復権」に向けて

——創作方法としての「革命的リアリズムと革命的ロマンチズムの結合」をめぐる状況的整理

第2編＝〈モダン〉現象との拮抗と多元化

第1章＝欧米理論の受容と「誤読」

——「崛起の詩群」が投げかけた問題群

第2章＝欧米理論受容形態としての「転向」／「回心」——1980年代における〈モダン〉との拮抗の一側面

第3章＝人間を基軸に据えた独自の理論的営為

——「文学主体性」論の周辺

第3編＝〈ポストモダン〉現象への戸惑いと模索

第1章＝後学〔ポストイズム〕という視角

——1990年代における〈ポストモダン〉言説受容の一側面

第2章＝「市場社会」との拮抗と「近代」への再審——「新左派」の思索と営為

あとがき

（うのき・よう 中国語・中国現代文学）

酒井 一 SAKAI Hajime

さる7月28日に第1回法政研究会を開催した。きっかけは予想外のことであった。つまり、かねて学会や研究会で知己を得ていた韓国東國大学の金祥洙教授から「東國大学法学部が立命館大学法学部と交流協定をもつことを希望している」との連絡を受けたことである。さっそく吉田法学部長及び山本副学部長に相談したところ、これまでに東國大学とは交流実績がないので、手始めとして法政研究会の形で研究交流をしてはどうか、ということになった。

法政研究会では、東國大学から黄性基（ファン・ソンキ）副教授と徐啓源（ソ・ゲウォン）助教授が、それぞれ「インターネット実名制に関する憲法的考察」、「オンラインゲームと著作権」というテーマで報告し、立命館大学からは宮脇正晴法学部助教授にコメントーターを努めてもらった。なお、現在名古屋大学に留学中のMaeng, Kwan Sup氏に通訳の労を執っていただいた。両報告は、憲法や民法が制定された当時には全く念頭になかったインターネットに関連する現代的法律問題を扱うものである。最先端の法律問題について研究する機会を得られたといえよう。いうまでもなく、宮脇助教授は知的財産法分野のわが国における第一人者であり、厳しくかつ適切なコメントと質問を寄せられた。門外漢がこれ以上内容に立ち入ることは、ほろを出さぬためにも、避けるのが得策であろう。研究報告に関しては立命館法学への掲載をお願いする予定である。そちらをご参照いただきたい。

東國大学からは法学部長をはじめスタッフ

の約半数にあたる合計13名が来日し、立命館大学法学部との協定関係の樹立に並々ならぬ熱意が感じられた。韓国では、現在、ロースクール化が押し進められており、開設数が限られる予定であるという。東國大学法学部もロースクール化を考えているようである。研究会に先立って、西園寺の立命館大学法務研究科の訪問を受けた。市川研究科長をはじめ、松宮・和田両研究科副科長が懇談することができ、意見交換する機会を持つことができた。日韓と国の違いやロースクール化の速度は違えども、よく似た状況下にある大学が率直な意見交換をすることができ、相互に実り多いものであったといえよう。

研究会終了後にカラムで懇親会を開いた。懇親会の席で判明したことがひとつあった。金教授は、かつて名古屋大学に留学経験を持ち、同大学で助教授職にあった。すでにお気づきの読者もあろうが、金教授の後輩と教え子が立命館大学に着任していたのである。すなわち、山田泰弘助教授と山田希助教授のおふたりである。

法学部として東國大学法学部、とくにスタッフの人となりには関心を持たずにいられない。来日したメンバーは若い人たちが多く、懇談会や研究会では一様に緊張した面もちであった。一息つき懇親会で見せた打ち解けた表情はほほえましく、とくに学部長など年長者が傍にいない同輩だけの所では、子供がじゃれ合うがごとく、心底くつろいだ様子であった。

（さかい・はじめ 民事訴訟法）

授与式報告

Ceremony

第1回平井嘉一郎研究奨励賞授与式について

6月23日、今年度から新設された「平井嘉一郎研究奨励賞」の授与式が行なわれた。同賞は、故平井嘉一郎氏（ニチコン株式会社前代表取締役会長・昭和15年立命館大学法学部卒）の、若い有為の人材を励ましたいというご遺志を受けた、ご令室平井信子様からのご厚意に基づき、「本学法学研究科大学院生を表彰し、もって国内および国際社会での発展に貢献でき活躍できる人材を育成する」ために設けられたものである。第1回の今年は、以下の5名が受賞された。

松倉治代（博士前期課程1年）、中村悠人（博士前期課程1年）、加藤幸（2006年3月博士前期課程修了・司法修習中）、松久和彦（博士後期課程1年）、柳澤匠（博士後期課程1年）



平井信子様など関係各位の列席を得て行なわれた授与式では、長田豊臣立命館総長からの賞状授与と副賞贈呈の後、平井様から、受賞者の今後への期待と励ましの言葉をいただき、各受賞者からはこの賞にふさわしい活躍を誓う旨の挨拶があった。また、式終了後には、受賞者と関係者の茶話会がもたれ、故平井嘉一郎氏のご業績の紹介を含めて、なごやかな懇談が行なわれた。

（文責：法学研究科長・吉村良一）

授与式報告

Ceremony

第4回天野和夫賞授与式について

10月21日、本年度の天野和夫賞の授与式が行なわれた。この賞は、故天野和夫先生（元立命館総長）のご令室天野芳子様からのご寄付に基づき、優れた研究成果をもって学位を取得した本学大学院法学研究科院生と、法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した若手研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的として、2003年に創設されたものであり、今年で第4回目の授賞となった。

今回の受賞者は、「優れた研究成果をもって博士および修士の学位を取得したもの」として土岐孝宏氏（中京大学専任講師）、松井章浩氏（国際高等研特別研究員）、松久和彦氏（博士後期課程1年）と、「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献したもの」として桑原朝子氏（北海道大学法学研究科助教授）の4名であった。桑原氏の著作（『平安朝の漢詩と「法」』（東京大学出版会））は、漢詩を分析するという斬新な手法により平安前期が日本歴史上にもつ意味を問い直した著作として、高く評価されるものである。

式では、長田豊臣立命館大学総長からの賞状授与と副賞贈呈の後、ご列席の天野芳子様から若い研究者への期待の言葉をいただき、各受賞者からは、今後の研究への抱負などが語られた。また、式終了後には、受賞者と関係者の茶話会が行なわれた。

（文責：法学研究科長・吉村良一）



■法学部定例研究会：

- 06年11月17日 民法法研究会：遠藤衛治氏「名誉毀損の成否とその判断基準 —総合判例研究—」、瀬野万紀子氏「相続させる旨の遺言について」、福岡由香氏「任意後見契約を中心としての任意後見人の職務の明確性の検討」、国本泰史氏「株式非上場化の留意点 —少数株主保護を中心として—」、松岡楨洋氏「会社支配権に争いがあるときの取締役の行為規範」、梶巻良二氏「事業承継における法的手段の比較検討について」
- 06年11月17日 政治学研究会：ジョン・G・ガネル氏「アメリカの政治学界の現状」
- 06年11月24日 民法法研究会：田中俊充氏「結合企業の親会社の株主の保護について」、鈴木裕子氏「敵対的買収防衛策と権利濫用の防止」、坂和彦氏「株式の共有、約款論」、福元清隆氏「ストック・オプションの考察を通じた法律と会計の関連性」、中島麻希氏「取締役責任の連帯責任の解除・分割責任化」、山口真澄氏「知的財産権と独占禁止法の交錯」、谷本智史氏「フランチャイズ契約に関する法的問題点～契約締結過程を中心に～」
- 06年11月24日 公法研究会：森優紀美氏「ドメスティック・バイオレンスに対する行政のあり方 当事者本位の支援 —公・民の壁を越えて—」、高田麻衣子氏「立法不作為 国家賠償請求訴訟 —被害者救済方法と可能性—」、北村優美氏「ICにおける患者の自己決定権実現に向けての考察」、佐藤伸彦氏「『発達段階にあわせた法教育』の検討と課題」、原田千里氏『リーガル・カウンセリング』から『ホリスティック法律相談』への移行」、浪岡謙次氏「法意識の生成 —E.ゴッフマンの議論からの一考察—」
- 06年11月24日 政治学研究会：笠井祥子氏「地球温暖化防止の推進策（仮題）」、田上愛華氏「行政責任再考 —水俣病認定制度にみる行政規則の「無責任」の是正に向けて」

RITS
Ritsumeikan
University

立命館ロー・ニュースレター
第47号 (2006年12月)
編集：立命館大学法学部
ニュースレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL. 075-465-1111 (代)
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/rlrindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl)

編集後記

今回のニュースレターでは、イギリス、スイスに留学された石原先生、樋爪先生による留学報告、宇野木先生ご自身によるご高著の紹介文、酒井先生による韓国・東国大学法学部との交流記、吉村先生による平井研究奨励賞・天野賞に関する記事、そして、私自身が企画した国際訴訟法学会の顛末を掲載しています。大学に対する世間の評価は一層厳しさを増してくるものと思われます。今後は、単に世の中の変化に対応していくだけではなく、我々自身が果敢に新しい研究分野を切り拓いて行くことが求められでしょう。来年も、法学部・法科大学院とが一体となってより良い研究成果が挙げられるように努力していく所存でございますので、関係各位の皆様方のご理解・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

編集委員 出口 雅久